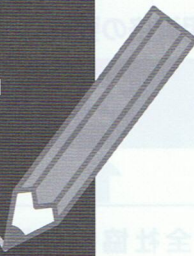


報告

Report



生活相談員の要件について

NPO法人介護予防研究会 理事長 佐藤 司

介護保険制度における通所介護事業は、人員基準として専従の生活相談員を1人以上配置することが義務付けられています。生活相談員の資格要件は、原則として、社会福祉主事の任用資格を有する者または「社会福祉法第19条第1項各号と同等以上の能力を有すると認められる者」と定められています。しかし、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」第5条第2項に係わる「同等以上の能力を有すると認められる者」の解釈は都道府県によってバラバラなのです。本来、人員配置は介護サービスの質を担保する最低限の基準であり、介護保険法は改正のたびに人材要件のハードルが上がり、人員基準違反を厳しく罰してきました。しかし「同等以上の能力を有すると認められる者」については、いまだ国からは明示されていません。

そこで、NPO介護予防研究会(理事長 佐藤司)は全国47都道府県の生活相談員における「同等以上の能力を有すると認められる者」の要件について矛盾を明らかにするために全国調査をしました(表1)。要件には社会福祉法第19条により認められた、①社会福祉主事 ②社会福祉士 ③精神保健福祉士は除かれています。なお、本調査内容はシルバー新報紙(3月20日発刊)に一部掲載しました。

社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第19条(資格等)第1項各号では次のように明記されています。「社会福祉主事は、事務吏員または技術吏員とし、年齢20年以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

1. 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、(中略)において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
2. 厚生労働大臣の指定する養成機関または講習会の課程を修了した者
3. 社会福祉士
4. 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
5. 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの(表1)

これらは福祉専門職として質の担保を図るものですが、社会福祉主事は、学校教育法に基づく大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目(昭和25年8月29日厚生省告示第229号)を3科目履修して卒業した者とし、いわゆる「3科目主事」によって取得できます。また、この科目名については平成12年4月1日に改正があり、大学等で社会福祉に関する科目を履修すれば、既存の単位を讀替えることが認められています。つまり、経済学部や法学部などの大卒であっても事実上、無経験で生活相談員になれます。一方、県によっては、介護支援専門員や介護福祉士の有資格者、福祉事業の実務経験者が生活相談員になれません。「同等以上の能力を有すると認められる者」は制度間に明らかな矛盾があり、資格の位置づけが不明確な上、質の担保が標準化されていないといえます。私は、これらを解決するには、生活相談員の要件にもっと柔軟性をもたせ、多様な人材が配置できるよう考慮する必要があると考えられます。